

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現 行
<p>別表第2(第7条関係) 保育所保育料徴収金基準額表 表 省略 注 1～5 省略 6 生計を一にする世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合(幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、市町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。 7 省略 8 この表において「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、<u>政令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額</u>をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p>	<p>別表第2(第7条関係) 保育所保育料徴収金基準額表 表 省略 注 1～5 省略 6 生計を一にする世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合(幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、市町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。 7 省略 8 この表において「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、<u>同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)</u>の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p>

前橋市立学校の授業料等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現 行
<p>別表(第2条関係) 表 省略 注 1～2 省略 3 生計を一にする世帯から2人以上の児童が幼稚園に入園している場合(保育所、小学校(第1学年から第3学年までに限る。))その他市長の定める施設に入所又は在学</p>	<p>別表(第2条関係) 表 省略 注 1～2 省略 3 生計を一にする世帯から2人以上の児童が幼稚園に入園している場合(保育所、小学校(第1学年から第3学年までに限る。))その他市長の定める施設に入所又は在学</p>

している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、第2階層又は第3階層と認定された世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。))第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。

4 省略

5 この表において「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、政令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、第2階層又は第3階層と認定された世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。

4 省略

5 この表において「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。